

News Letter



Topics

- I 1mmモンブラン
- II 建設業経理士の講習受講・登録が経審加点の条件になります
- III 建設業法改正 ～地位の承継（法人）についてPart2～
- IV 建設業許可～許可の要件③「財産的基礎」～
- V スタッフのつぶやき「気分が上がる一曲♪」

いつもお世話になりありがとうございます！

～ 1mmモンブラン ～

担当：片岡

皆さん「1mmモンブラン」は聞いたことがありますか？

一般的なモンブランはスポンジや生クリームの周りに細く絞られた栗のクリームがかかっているのですが、このモンブランは栗のクリームが1mmとものすごく細いんです。

これは京都にある「和栗専門 沙織」で食べられるメニューなのですが、今年の2月から名古屋のパルコでも食べられるようになりました。

なかなか機会がなく行けていなかったのですが、今回ようやく行ってきました！

目の前でクリームを絞ってくれる珍しい光景に、他のお客さんも一生懸命動画に収めていました。中はサクサクのクッキーとミルク感の強いソフトクリームで、生クリームが苦手な私でもおいしく食べることができました！

皆さんも機会があれば行ってみてください。



建設業経理士の講習受講・登録が経審加点の条件になります

経営事項審査の「その他の審査項目(社会性等)」の1つに「建設業の経理の状況」というものがあり、公認会計士、会計士補、税理士、1級建設業経理士、2級建設業経理士の資格者が在籍している場合に加点の対象となっています。現行の経審では資格取得や試験合格さえすれば加点されています。

これが、**2021年4月から、資格取得や試験合格だけでは評価されず、講習受講・登録をしていることが加点の条件となります。**講習受講・登録を求めるのは、会計基準等についての最新情報・知識の取得をさせることが目的です。

公認会計士や税理士はもとも継続的専門研修制度があり、研修受講が義務付けられているため、本改正による影響はありませんが、建設業経理士の場合、講習受講・登録が任意であるため、講習受講・登録をされていない方も多く、これまで加点されていた方が加点されなくなるという影響があります。本改正は2021年4月ですので、それまでに講習受講をして登録を受けておく必要があります。

建設業経理士の登録講習は、一般財団法人建設業振興基金が実施しています。<https://www.keiri-kentei.jp/session/>

1級・2級建設業経理士の登録講習会は上期(6月～8月)、下期(1月～2月)にかけて開催日程が設定されており、最新の開催スケジュールの更新は、上期(5月上旬)、下期(11月上旬)に予定されています。現在はコロナウイルス感染症の影響でこのとおりのスケジュールではない可能性があります。講習会の一覧はこちらに掲載されます→https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/class/class_main.php

改正直前は申込みが殺到することが予想されますので、早めに受講いただくことをおすすめいたします。 (担当:大野)



〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

建設業法改正 ～地位の承継（法人）についてPart2～

今回は、地位を承継するための流れ・手続きについてお話ししました。今回は、承継をするための「条件」についてお話しします。地位の承継を、誰でも好きなように承継できるというのではなく、改正建設業法第17条の2に規定されている条件をクリアした場合に限り、地位の承継ができます。条件は下記の通りです。

①異業種間であること

許可業種がすべて異なる場合もしくは許可業種が同じであっても一般・特定の区分が同じ場合は条件クリアです。

例えば…承継元と承継先で「とび・土工」の許可を持っていた場合

承継元と承継先がいずれも一般建設業許可で同じ区分 →そのまま承継は可能です！

承継元は特定建設業許可で承継先が一般建設業許可 →このままでは承継できません。いずれか一方の許可を事前に廃業すれば承継は可能です！！

②すべての許可業種を承継すること

業種の選り好みをしてはいけないということです。承継したくない業種は、事前に廃業しておくことで条件クリアです。

条件をクリアし無事地位の承継ができると、許可の有効期限が承継の効力発生日に更新されます。承継の効力発生日から、**5年間**有効な許可が取得できるということになります。

今後、合併や分割などをお考えの際にはぜひ活用いただきたい制度です。

(担当:寺嶋)

建設業許可～許可の要件③【財産的基礎】～

【許可の要件③「財産的基礎」について】

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有している事が必要です。

「一般建設業」と「特定建設業」それぞれ要件は以下の通りです。

■一般建設業の許可を受ける場合、①②③いずれかに該当すること

- ①自己資本の額が500万円以上であること
- ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること
- ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること

■特定建設業の許可を受ける場合、①②③全てに該当すること

- ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
- ②流動比率が75%以上であること
- ③自己資本の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

★今回は許可の要件②「財産的基礎」続きです。

(担当:松裏)

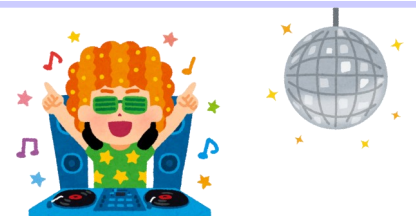
★法第7条第4項★

既存の企業は直前の決算期における財務諸表において新規設立の企業は創業時における財務諸表において判断します。

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「気分が上がる一曲♪」

梅雨入りして天気も気分も何だかどんより…
そんな時は、気分が上がる音楽を聴いてみるのはいかがでしょうか！？



★大野 裕次郎★

MIGHTY JAM ROCKの「BRAND NEW STYLE HI-FI」

学生時代、夏に車の窓を開いて、大音量でこの曲を聞いてテンション上げてました。

★寺嶋 紫乃★

ドリカムの「決戦は金曜日」

大野「あ、それいいですね、それが良かったな(笑)」

★松裏 浩子★

大黒摩季「夏が来る」

どれを聞いても元気が出るけど…やっぱりこの曲！

★中村 桃子★

岡崎体育「XXL」

ライブで聞くとテンションMAXになる曲です！

★片岡 詩織★

LiSA「Catch the Moment」

大音量で聞くとテンションが上がって頑張ろう！となる曲です。

